

江戸川区立第三葛西小学校 いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を次のように定める。

1. 定義・基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。（いじめ防止対策推進法第1条）

いじめとは、児童に対して当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめは全ての児童に関係する問題である。全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止の対策は、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするために、いじめが児童の心身に及ぼす影響や他のいじめの問題に関する児童の理解を深めていく。いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。（いじめ防止対策推進法第3条）

2. 本校の基本姿勢

「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめ行為と同様に許されない」という考えのもと、「いじめはどの学校、どの子供にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、第三葛西小学校の子供が、豊かな人間関係の中で、いじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるよう全校挙げて努めていく。

3. いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、校長、副校長、主幹教諭（教務主任、生活指導主任）、養護教諭、当該学級担任、当該学年主任、スクールカウンセラー、学校評議員による「いじめ対策委員会」を設置する。いじめが発見された場合は、いじめの解決に向けて速やかに委員会を開催し、早期対応にあたる。

4. いじめ防止等の対策の推進

以下の6つのポイントを念頭に、いじめ防止対策を推進する。

(1) 軽微ないじめも見逃さない

- ・いじめ防止のための研修を年に3回実施し、いじめの定義を正しく理解させ、教職員の人権感覚を高める。「いじめはどの学校でも、どの子供にも起こりうる」という基本認識を共通理解し全教職員で児童を見守る。
- ・ふれあい月間(6・11月)を含め、いじめに関するアンケートを年3回実施し、いじめの早期発見に努める。
- ・未然防止に向け、朝の挨拶、学習や休み時間等の様子から児童一人一人の小さな変化にも気づく目を持ち、軽微ないじめも見逃さない。
- ・児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合には、担任や学年、生活指導主任等で児童の悩み等を聞き、把握に努める。
- ・L-GATE「毎日の記録」を活用し、児童理解にあたる。
- ・校内で共通ファイルを作成する。担任はささいなことでも記録をし、情報共有をする。

(2) 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む

- ・生活指導夕会を毎週金曜日に行う。各学年で起こっている生活指導に関わる問題や学級の状況等、いじめも含み情報交換を行う。
- ・生活指導部会を毎月1回行う。問題を抱えている児童についての状況や指導について情報交換をする。また、共通認識に基づいた支援・指導についての話し合いを行う。
- ・いじめの問題を発見した時には、いじめ対策委員会を開催する。学級担任だけで抱え込むことなく、校長を中心にすべての教職員が対応を協議し、適切な役割分担をして組織的にいじめの解決にあたる。

(3) 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す

- ・一人一人の教職員が自身の言動に十分留意しつつ、日常から子供とのコミュニケーションを十分に図り、相談しやすい環境、子どもの訴えを受容的・共感的に聞く姿勢を大切にする。
- ・スクールカウンセラーによる5年児童への全員面接を実施し、何かあれば相談できる環境をつくる。
- ・担任は、いじめられている児童の心の傷をいやすために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら指導・支援を行っていく。

(4) 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする

- ・全教育活動を通して、日常的に「いじめをしない、させない、許さない」という土壌をつくる。
- ・実際にはいじめをしなくても、はやし立てたりいじめを見て見ぬふりをしたりすることはいじめを助長し、いじめに加担しているという自覚をもたせる。いじめを見たらやめさせたり、先生や他の友達等に知らせたりする行動をとることの大切さをわからせる。
- ・児童が自己有用感を高め、自尊感情を育むことができ、学校・学級の一員としての自覚をもてる学校・学級づくりを目指す。また、共感的な人間関係を築く中で、自己肯定感を高められるようにする。
- ・きょうだい学級活動やかぜのご学級との交流等を通じて、互いの人格を尊重し、思いやりの心をもって関わるができるようにする。
- ・きまりやルールについての理解を深め、規範意識を身に付けさせる。
- ・学級での話し合い活動を大切に、互いの考えを尊重することや合意形成ができるようにする。
- ・教員は一人一人を大切にしたい楽しい授業・分かる授業を推進し、確かな学力の向上を図るとともに、学習活動での達成感・成就感を味わわせる。
- ・三葛西SNSルールにより、パソコンやスマートフォン、ゲームなどを使う時の約束を指導する。
- ・年間3回以上、いじめ防止に関する授業を実施する。

(5) 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る

- ・いじめの問題が起きたときには保護者との連携をより密にし、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。学校側の取組について伝えるとともに、対応の方向性を共有する。
- ・いじめは学校の内外を問わず行われる。保護者・地域と学校が、日頃から子どもの状況について気になる様子を発見したら、双方から積極的に情報を共有できるような関係を構築しておく。

(6) 社会全体の力を結集しいじめに対峙する

- ・いじめの問題が起きたときには、保護者・地域、その他の関係者との連携を図りつつ、情報を共有し、早期発見・解消に向けて努める。
- ・いじめ対策委員会を開催する際には、必要に応じて関係諸機関（警察、児童相談所等）や専門家と協力して解決にあたる。
- ・いじめを理由に5日間以上欠席した場合は、重大事態として捉え、江東区教育委員会に報告し、ともに解消に努める。